

「無料体験!」「今だけお得!」

脱毛エステの勧誘にご注意!

「契約しない」ときっぱりと断る勇気を持ちましょう!



今だけお得!



街頭で声をかけられて、脱毛エステの無料体験をしつこく勧誘された。店舗へ行き、無料体験の施術後、「今だけお得」と強引に勧誘された。怖くて断れず、分割払いで、手数料込30万円の契約をしてしまった。高額なので解約したい。

SNSで脱毛エステの無料体験の広告を見て、店舗に出かけた。無料体験の施術後、強引に契約を勧められ、分割払いで、手数料込20万円の契約をした。高額なので解約したい。

アドバイス

☞不安に思う場合は、その場で契約しないで、きっぱりと断りましょう。

「無料体験」の誘いや広告をきっかけに、店舗へ行くと、「今だけお得」などと強引に契約を迫られることがあります。

☞脱毛エステは高額な契約になりやすいです。契約する時は、施術内容や契約条件について、契約書面等と突き合わせて、理解できるまでしっかりと説明を受けましょう。

エステの提供期間よりも分割払いの期間が長い契約もあります。

契約内容は慎重に確認しましょう。

☞特定商取引法の規定に該当する場合、書面またはメール等により、クーリング・オフができる場合があります。

また、不当に勧誘された場合は、契約を取り消すことができます。

☞不安に思ったら、すぐに、家族やお住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう。

お断りしましょう!



18歳から大人です。18歳になると契約による責任が生じます。

契約や買い物をする前に、慎重によく考え、賢い消費者になりましょう!

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

*消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します

※ナビダイヤル通話料金が発生します